二　第三条第一項の期日又は期間に開始された特定指定試合が開始された日の翌日までに終了しなかったとき。

三　特定指定試合の結果等の確認を行うことができなかったとき。

四　指定組織が公表し、又は照会に応じて回答した特定指定試合の結果等の情報が事実と異なることが明らかに認められるとき。

3　［略］

一　特定指定試合の結果等を確認した場合　当該特定指定試合の結果等の内容

二　特定指定試合等が開催されなかったものとみなされた場合　その旨

（スポーツ振興投票券の売上金額の配分）

第六条　センターは、それぞれのスポーツ振興投票において、次の各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額が別表第一の上欄に掲げる試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合の区分ごとに同表の下欄に掲げる算式により算定した金額（第一条第二項第一号の規定に基づき一等のみを設ける場合にあっては別表第二、同項第二号の規定に基づき三等を設ける場合にあっては別表第三、同項第三号の規定に基づき四等を設ける場合にあっては別表第四、同項第四号の規定に基づき五等を設ける場合にあっては別表第五、同項第五号の規定に基づき六等を設ける場合にあっては別表第六の上欄に掲げる合致の割合の区分ごとにこれらの表の下欄に掲げる算式により算定した金額）となるよう、法第十三条第一項に規定する政令で定める率（以下、単に「政令で定める率」という。）を乗じて得た金額を配分するものとする。

一　法第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であってその対象となる試合の数が一であるもの　払戻対象基礎額

二　法第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であってその対象となる試合の数が二以上であるもの　配分金額

三　法第二条第二号に掲げるスポーツ振興投票　払戻対象基礎額を競技会に係る合致割合ごとに配分した金額

（法第十七条第一項の文部科学省令で定める数及び事由）

第七条　法第十七条第一項の文部科学省令で定める数は、法第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であってその対象となる試合の数が一であるものにあっては、一とするほか、実施するスポーツ振興投票の区分に応じ、文部科学大臣が別に定める数とする。

2　法第十七条第一項の文部科学省令で定める事由は、センターが、第三条第一項の期日又は期間より前に、機構から前項の数を満たす指定試合等が開催されない旨の通知を受けたとき又は指定組織が公表し、又は照会に応じて回答した情報に基づき前項の数を満たす特定指定試合等が開催されないことを確認したときとする。

二　第三条第一項の期日又は期間に開始された特定指定試合が開始された日の翌日までに終了しなかったとき。

三　特定指定試合の結果の確認を行うことができなかったとき。

四　指定組織が公表する試合の結果の情報が事実と異なることが明らかに認められるとき。

3　［同上］

一　特定指定試合の結果を確認した場合　当該試合の結果の内容

二　特定指定試合が開催されなかったものとみなされた場合　その旨

（スポーツ振興投票券の売上金額の配分）

第六条　センターは、それぞれのスポーツ振興投票において、法第十三条に規定する配分金額が別表第一の上欄に掲げる合致の割合の区分ごとに同表の下欄に掲げる算式により算定した金額（第一条第二項第一号の規定に基づき一等のみを設ける場合にあっては別表第二、同項第二号の規定に基づき三等を設ける場合にあっては別表第三、同項第三号の規定に基づき四等を設ける場合にあっては別表第四、同項第四号の規定に基づき五等を設ける場合にあっては別表第五、同項第五号の規定に基づき六等を設ける場合にあっては別表第六の上欄に掲げる合致の割合の区分ごとにこれらの表の下欄に掲げる算式により算定した金額）となるよう、法第十三条に規定する政令で定める率（以下、単に「政令で定める率」という。）を乗じて得た金額を配分するものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（法第十七条第一項の文部科学省令で定める数及び事由）

第七条　法第十七条第一項の文部科学省令で定める数は、第三条第一項の規定による試合の指定の場合にあっては、九とし、同条第二項の規定による指定の場合にあっては、文部科学大臣が別に定める数とする。

2　法第十七条第一項の文部科学省令で定める事由は、センターが、第三条第一項の期日又は期間より前に、機構から前項の数を満たす指定試合が開催されない旨の通知を受けたとき又は指定組織が公表する情報に基づき前項の数を満たす特定指定試合が開催されないことを確認したときとする。